

## 1. 環境保全に関する議論の経過

- (1) 環境保全有識者会議について
- (2) ヒアリング等を通じた環境保全に関する論点の整理

## 2. トンネル掘削による南アルプスの環境への影響と対策

### 2. 1 トンネル掘削に伴う地下水位変化による沢の水生生物等への影響と対策

- (1) 影響の予測
  - ・ 35の沢\*のうち、主要な断層とトンネルが交差する箇所の周辺の沢において、流量が減少する傾向が確認され、その他の沢については、流量変化の傾向は確認されなかった。
  - ・ 重点的にモニタリングを実施する11の沢を選定した。
- (2) 保全措置、モニタリング
  - ・ 高速長尺先進ボーリングの結果等を踏まえ、流量減少を低減するため、断層とトンネルが交差する箇所及びその周辺地山に対する薬液注入を行うこととした。
  - ・ トンネル掘削前、掘削中、掘削完了後のそれぞれの段階について、35の沢のモニタリング計画及び環境保全措置（回避・低減措置等）を整理し、これらに基づき、継続して沢の流量、水温、水質、降水量の計測を行い、重要種の生息・生育状況の調査を実施することとした。
  - ・ 重点的なモニタリングを実施する沢については、生息・生育場の状況（河川形態、土質など）や、流量変化に影響を受けやすいと考えられる生物の生息状況の調査も実施することとした。
  - ・ 環境保全措置及びモニタリング計画は、高速長尺先進ボーリングの結果や沢のモニタリングの状況等を踏まえ、必要な見直しを行う（順応的管理）こととした。

### 2. 2 トンネル掘削に伴う地下水位変化による高標高部の植生への影響と対策

- (1) 影響の予測・評価
  - ・ 高標高部の植生への水分の主な供給経路は、地下深部の地下水ではないと考えられ、トンネル掘削に伴う地下深部の地下水位変化によって、高標高部の植生には影響が及ばないと考えられる。
- (2) モニタリング
  - ・ 順応的管理の観点から、掘削中及び掘削後も含めて現地の植生の状況等を継続してモニタリングすることとした。

\* 環境影響評価手続きの中でトンネル掘削工事により影響が生じる可能性があると想定された範囲の沢のうち、作業員の安全性や現地の環境を考慮のうえ選定

## 2. 3 地上部分の改変箇所における環境への影響と対策

### (1) 作業ヤードから大井川等へ放流するトンネル湧水等による環境への影響と対策

- ・水質について、条例の基準よりも厳しい基準等で管理し、更に濁りを低減するため、沈砂池を経由させるなどの保全措置を講じ、将来にわたって継続してモニタリングを行うこととした。
- ・水温について、水温変化の回避・低減措置等を講じることとし、沈砂池での曝気による冷却、湧水と積雪の混合による冷却等を行うこととし、将来にわたって継続してモニタリングを行うこととした。

### (2) 発生土置き場による環境への影響と対策

- ・自然由来の重金属等を含む要対策土置き場について、「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壤への対応マニュアル」(国土交通省)に基づき、二重遮水シートによる封じ込め処理を実施することとした。
- ・無対策土置き場の護岸については、河川との離隔を十分に確保した上で、100年確率降雨強度における河川高水位を考慮した設計とし、鋼製枠で通水性を確保する構造とすることとした。
- ・発生土置き場等の地上部分においては、南アルプスの植生を考慮した緑化などに取り組んでいくこととした。
- ・排水設備については、100年確率降雨強度に2割の余裕を見込んだ設計とした。

## 3. まとめと今後に向けた提言

- ・トンネル掘削前にベースラインデータを収集し、工事前の自然環境を踏まえた上で、論点ごとに、影響の予測・分析・評価、保全措置、モニタリングのそれぞれの措置を的確に行い、それぞれの結果を各措置にフィードバックし、必要な見直しを行う、いわゆる『順応的管理』で対応することにより、トンネル掘削に伴う環境への影響を最小化することが適切。
- ・管理流量等の範囲を逸脱するような事象が発生した場合は、躊躇なく工事の進め方を見直すことが必要であり、科学的・客観的に対応策を検討し、関係者間で連携して対応することが重要。
- ・国は、科学的・客観的な観点から、環境保全措置、モニタリング等の対策が着実に実行されているか等について、継続的に確認することを検討するべき。
- ・JR東海は、環境保全措置やモニタリング等の対策に全力で取り組むと共に、関係機関との間で良好なコミュニケーションを図り、南アルプスの環境保全の様々な取組みに積極的に貢献することが期待される。